

平成 26 年度

事業計画書



社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会

平成 26 年度 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会事業計画（案）

基本方針

少子高齢化や高齢単身世帯の増加、家族の就労形態の変化、価値観の多様化など様々な要因を背景として、私たちを取り巻く地域社会では、家庭機能の低下、近隣関係や地域コミュニティの弱体化など、人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、市民の抱える生活課題や福祉課題の複合化・多様化とも関連して社会的に孤立するリスクが一層高まってきています。また、長引く経済情勢の低迷などにより経済的困窮も広がってきており、貧困やひきこもり、ニート、虐待、孤立死等これまでの福祉サービスや社会保障のシステムでは解決に至らない新たな生活課題や福祉課題が発生してきています。

こうした状況に対応するため、生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に成立し、「第二のセーフティネット」の構築に向けて新たな施策が展開されようとしており、社会福祉協議会におきましても、これらの課題に対応するため、これまで社会福祉協議会が培ってきた地域福祉活動をとおして、地域の生活課題や福祉課題に向き合っていく新たな社会福祉協議会の姿が求められています。

こうしたなか、本会におきましても認知症高齢者や障がい者等の日常生活を支援するため、福祉サービス利用援助事業をはじめ、新規事業として市社協法人成年後見事業を展開し、これらの活動を効率よく推進するため関連機関や団体などとのネットワークを構築し、連携を強化します。

また、近年頻繁に発生する豪雨災害や東日本大震災を契機として、人と人とのつながりや支え合いの重要性が再認識され、旧小学校区（10 地区）を単位とする見守りや支え合いの多様な地域福祉活動が実践され、身近な地域で発生する新たな福祉課題に対する取り組みが芽生えています。

そこで本年度は、社会福祉協議会が民間組織としての「自主性」と住民、行政、関係機関等に支えられた「公共性」を併せもつ社協特有の機能を発揮し、東かがわ市にとって必要不可欠な組織となるよう地域からの更なる信頼を得、地域に密着した事業を展開していくとともに住民参加と協働による地域福祉活動やボランティア活動、福祉コミュニティづくりの支援を強化し、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて積極的な地域福祉事業を推進します。

また、財政運営の適正化等については、自主財源の確保とともに、事業の見直しによる経費削減、適正な職員配置など、効率的かつ効果的な予算執行の検討を引き続き行い、安定した法人運営を維持するため「市社協経営改善計画」を見直します。

以上の状況を踏まえ、平成 26 年度の事業計画を次のように策定します。

重点項目

1. 組織経営基盤の充実強化
2. 地域福祉活動の推進強化
3. 在宅福祉サービス事業の充実強化
4. 子育て支援事業の充実強化
5. 相談支援事業の充実強化
6. 障がい福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上
7. 介護保険事業の見直し及びサービスの質の向上

1 組織経営基盤の充実強化

(1) 東かがわ市社会福祉協議会経営改善計画の見直し

社会福祉法人として福祉を取り巻く環境変化や複雑多様化する福祉ニーズに的確柔軟に対応し、事務事業の一層の効率化と事業の重点化を図り、地域住民主体の活動への転換やニーズに即した事業展開、組織基盤の強化、職員育成等を図るため経営改善計画の見直しを図る。

(2) 組織機能の強化

① 理事会並びに評議員会の開催

経営責任を担う理事会や、幅広い意見が反映できる評議員会の開催を推進するとともに、情報開示を進め、法人経営の透明化を図る。

② 監事会の開催

③ 専門委員会の開催

ア) 第三者委員会

④ 本所・支所（引田・大内）機能及び組織体制を見直し、円滑な事業実施体制の構築に努める。

ア) 職員相互の情報の共有化と意思疎通を図るとともに、職員間の共通認識を高めるため、担当者諸会議を開催する

イ) 定例会の開催

ウ) 本所及び支所機能及び組織体制の見直し

⑤ 各種関係機関・団体との連携強化を図る。

ア) 民生委員・児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化

イ) 福祉関係各団体行事への協力

ウ) 近隣社協との情報交換による連携強化

(3) 財政基盤の強化

財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉推進の事業費となる社協会費、共同募金、寄付金の拡大に努めるとともに新たな財源の開拓について積極的に取り組む。

① 事務処理の効率化とコストの削減を図る

② 利用者確保に努め、介護保険収入等の自主財源の確保を図る

③ 基金の有効活用を図る

(4) 効率的な事業運営の推進

① 中・長期的な視野にたった組織・機構の見直し

法人経営の採算性の追求、費用対効果の検討、経営努力の推進等事業執行力の効率化と課題に応じた業務執行ができるよう組織・機構の再編を図る。

② 新会計基準への移行と専門性の高い会計経理の指導委託

社会福祉法人会計基準の改正に伴い、平成 26 年度予算から新会計基準に移行するとともに、法人税・消費税等の複雑な会計経理を行うため、専門の税理士による指導及び税務申告等を外部委託し、会計処理の透明化を図る。

③ 職員の適正配置及び将来計画の検討

④ 適材適所の人事配置及び戦略的人事異動の実施

⑤ 正規職員枠の非正規化による人件費の抑制

⑥ 契約職員・非常勤（パート）職員の適正配置と雇用形態の効率化

⑦ 各部署における経営改善計画の実践と推進

(5) 組織の活性化

① 勤務評定制度・目標管理制度の充実

勤務評定制度・目標管理制度の本格的導入による職員の資質の向上と能力開発を図り、意識改革とニーズに即応した目標に積極的に進んでいくことができる人材を育成し、より住民の信頼を得ることが出来る組織をつくる。

② 職員の資質向上

社会福祉協議会としての責務を果たすべく、職員の資質向上を図るため、業務に必要な資格取得を積極的に奨励・支援（新規に資格取得奨励に関する内規の制定）するとともに、各種研修会への主体的参加や自主研修を企画・実施し、知識、技術の向上に努める。

③ 職場内外を含めた役職員研修制度の充実

ア) 香川県社会福祉大会への参加

イ) 職場内合同研修会並びに職種別職員研修会の開催

ウ) 関係機関が開催する研修会への参加

(6) 施設の適正な運営管理

① 指定管理施設の適正な運営管理（法人運営拠点区分、社会福祉センター事業サービス区分）

3施設の指定管理者として、施設の設置目的や特性・業務内容・運営実態等を踏まえて、住民福祉の増進を推進するとともに、より効果的・効率的且つ施設の機能を最大限に発揮できる施設の管理・運営に努めるとともに今後の当該施設の管理・運営のあり方について市所管課をはじめ、関係各課と検討会を設け、引き続き協議検討を行う。

施設名	所在地	指定期間
ア) 東かがわ市 引田社会福祉センター	東かがわ市 引田 991 番地 17	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで(5年間)
イ) 東かがわ市 白鳥社会福祉センター	東かがわ市 湊 1809 番地	
ウ) 東かがわ市障がい児を育てる地域交流の場「ほほえみ」	東かがわ市 白鳥 757 番地 3	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで(5年間)

② 社会福祉センターの管理運営（法人運営拠点区分、法人事業サービス区分）

高齢者及び障がい者等総合的な地域福祉、ボランティア活動の振興や在宅福祉サービスの拠点として地域の福祉活動を推進するため次の施設を管理運営する。

ア) 白鳥社会福祉センター

イ) 大内社会福祉センター

(7) 香川県共同募金会東かがわ市共同募金委員会への協力

新たな体制となる東かがわ市共同募金委員会の事務局を担い、香川県共同募金会と連携し、共同募金運動に寄せられた善意の募金を、より効果的に地域福祉活動の推進に活用いただけるよう、積極的に協力する。

(8) 社会福祉関係団体との連携と活動支援（地域福祉ネットワークの構築）

社会福祉関係団体との連携を密にしなが、個々の持つ能力を活かし活力あふれる団体活動が展開できるよう支援するとともに、介護予防型の各種事業等を推進し、健康で生きがいのある生活を過ごすことができるよう活動を支援する。

2. 地域福祉活動の推進強化（法人運営拠点区分、法人事業サービス区分）

（1）第2期東かがわ市地域福活動計画の策定

少子高齢化の進展や孤立化が背景にあるなか、全ての人々が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会を目指して、市と社会福祉協議会が地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を共有化するため、地域福祉計画・地域福祉活動推進計画を一体的に策定し、より具体的効果的な取り組みができるよう協働で策定する。

（2）福祉委員会活動の推進

福祉委員は、地域住民と協働して「地域の福祉力」を推進する担い手として活動が期待されており、育成・推進強化を図るとともに、福祉情報の提供や資質向上を目的とした研修会等を開催し、地域に根ざした福祉活動の推進を支援する。

また、福祉委員制度や活動について広く住民への情報発信を強化し、制度の理解と関心を高める。

（3）サロン事業の推進

地域力を活かした福祉のまちづくりの実現のため、地域住民やボランティアが主体となり、自助と共助の精神でふれあうことにより、仲間づくりの輪を広げ、孤独感や不安感を解消するとともに、介護予防の促進及び地域コミュニティの活性化を推進するため、高齢者や障がい者等をはじめ、地域の方々が集える場を開設するための活動費助成や、情報提供など必要な支援を行う。

（4）災害時要援護者支援体制づくりの推進

災害時要援護者に係る情報の共有、安否確認等の円滑な実施について、市、関係機関（福祉委員会・民生児童委員会、自治会、自主防災組織等）と協働し、要援護者に対する平常時からの地域ぐるみの支援、協働体制づくりの整備を推進する。

（5）高齢者居場所づくり事業の受託【新規】

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤立を防ぎ、住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持ち、元気に暮らせるよう、元気な高齢者を中心とした地域住民による居場所づくりを市より委託を受けて運営し、外出のきっかけやコミュニケーションの場を提供して地域支え合い活動を支援する。

（6）福祉教育の推進

次世代を担う青少年への福祉に対する理解と関心を深めていただく福祉教育として、各学校の協力のもと福祉体験教室、福祉施設での体験学習、交流活動等を実施し、福祉の心の育成と実践への意欲の向上を支援する。

（7）ボランティア活動の推進強化

ボランティア・市民活動の推進支援にボランティア窓口を設置し、市民の主体的参加を促進すると共にボランティアグループ等の活動を支援する。

（8）災害ボランティアセンターの設置・運営

市内において、地震・水害等の災害が発生した際に、市民ボランティア並びに各地より訪れる

ボランティアを受け入れ、関係機関との連携や情報収集、ボランティアの需要供給調整等、復旧復興に向けた迅速な対応を行う機能と平常時における住民等への防災意識の啓発と地域で支え合う体制づくりを推進する役割を担う「災害ボランティアセンター」を設置するとともに関係機関と連携した運営訓練を実施し、有事の際のネットワークを強固にする。

(9) 地域ふれあい福祉活動支援事業の推進

こころの通い合う住みよい地域づくりと、地域で支えあう福祉の推進をめざして住民全般を対象とした福祉活動を推進し、各自治会に対し予算の範囲内において地域福祉活動助成金を交付し、自治会内で実施する地域福祉の増進につながる各種活動を支援する。

(10) ふれ愛出前講座の開催

市民団体等が主催する集会等に職員を講師として派遣し、地域福祉活動に関する説明又は職務に関連して習得した専門知識・技能を活かした講座等を行うことにより市民等の社会福祉協議会に関する理解を深めるとともに、市民との協働による地域福祉活動の推進を図る。

(11) 第12回東かがわ市社会福祉大会の開催

社会福祉関係者、住民が一堂に会し、当面する福祉諸問題に取り組む決意を新たにするとともに、多年にわたり社会福祉に貢献された方々の顕彰を行う。

また、大会の開催形式について実行委員会形式による実施について協議検討を行う。

(12) 広報活動の推進

① 広報誌「やすらぎネット」の発行（全戸配布）

社協活動の趣旨に理解や協力を求めるとともに、地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの福祉情報を掲載し、福祉活動の啓発に努める。（発行回数 年4回）

② ホームページによる広報活動の充実

法人の最新の事業紹介や活動内容・福祉情報・財政状況等を住民に伝え情報公開の促進を図る。

（ホームページアドレスURL <http://www.higashikagawa-shakyo.jp>）

③ 社協通信の発行（平成26年2月より実施）

施設や行政機関、福祉関係者等に社協活動や事業内容等について情報発信し、事業のPRとネットワークの構築を図る。（発行回数 毎月）

④ 事業パンフレット等の作成

市民向けの事業紹介パンフレット等を作成し、社協活動や事業への理解と利用促進を図る。

(13) 東かがわ花いっぱいまちづくり事業の推進

沿道にある農地等に景観作物(コスモス・ヒマワリ【平成26年度より新規に追加】)の花を咲かせることにより、良好な環境や景観を整備し、市民はもとより本市を訪れる人に安らぎや癒し、ふれあいの場を与え「温かさや活力あるまちづくり」を推進するため、市内の自治会等が実施する事業に要する経費について補助金を交付し、活動を支援する。（上限額 100千円）

(14) 苦情解決体制の整備

福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、社協の信頼及び適正性の確保を図るため、苦情受付担当者や解決責任者を配置するとともに、客観性を確保するために第三者委員を配置して事業を推進する。

3. 在宅福祉サービス事業の充実強化

(1) 東かがわ市介護予防事業の受託

① 東かがわ市通所型介護予防事業（介護予防生活支援事業拠点区分 通所型介護予防事業サービス区分）

介護予防事業の一環として、市より委託を受け、介護保険非該当者が居宅で自立した日常生活を営むことができるよう社会福祉センター（引田・大内）において介護予防への取り組みや入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供し、利用者の心身機能の維持向上と社会的孤立感の解消を図り、生きがいのある生活を支援することを目的として事業を実施する。

対象者	市内に住所を有する概ね 65 歳以上の高齢者（介護保険非該当者）
実施場所	引田・大内社会福祉センター
利用料	1人1回あたり 1,000 円

② 東かがわ市高齢者二次介護予防事業<いきいき教室>（介護予防生活支援事業拠点区分 高齢者二次介護予防事業サービス区分）

介護予防事業の一環として、市より委託を受けて特定高齢者の生活機能低下予防を基本とし、低栄養、口腔機能低下等の理由から要介護状態になる恐れがある人に運動器の機能向上、歯科衛生士による口腔機能向上、管理栄養士による栄養改善を図り、要介護状態にならないよう予防し生活の活性化を図ることを目的として事業を実施する。

対象者	特定高齢者（要支援・要介護状態になる恐れがある 65 歳以上の高齢者）
実施場所	白鳥社会福祉センター
利用料	1人1回あたり 500 円

③ 東かがわ市地域介護予防水中トレーニング事業（介護予防生活支援事業拠点区分 介護予防水中トレーニング事業サービス区分）

介護予防事業の一環として、市より委託を受けて、介護保険非該当者及び要支援 1・2 に該当する方に対し引田温水プールを利用し、水中での歩行訓練等のトレーニングを行ない身体機能の維持・向上等を図ることを目的として事業を実施する。

対象者	市内に住所を有する概ね 65 歳以上の高齢者で介護保険非該当者又は介護認定が要支援 1・2 に該当する者
実施場所	引田温水プール
利用料	1人1回あたり 500 円

④ 東かがわ市地域介護予防活動支援事業<地域介護予防活動講師派遣事業>（介護予防生活支援事業拠点区分 地域介護予防事業サービス区分）

各地域で開催するふれあいサロン事業等を利用して実施する介護予防教室に講師として健康運動指導士や歯科衛生士等を派遣し、地域における介護予防活動を支援する。

(2) 給食サービス事業（法人運営事業拠点区分 法人事業サービス区分）

在宅の高齢者等に対して、地域での孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう安否確認を目的に、福祉委員等関係者の協力のもと、定期的な見守り支援訪問活動を実施する。また、本事業のあり方について検討を行う。（毎月 3 回 利用者負担 1 食 200 円）

(3) 地域福祉用具貸与事業の推進（法人運営事業拠点区分 法人事業サービス区分）

介護保険制度を利用していない高齢者等で心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある方を対象に居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう福祉用具(車いす・電動ベット)の貸与を行う。また、体験学習等学習活動において福祉意識を啓発することを推進する。

4. 子育て支援事業の充実強化

(1) 東かがわ市子育て支援事業の受託（ファミリー・サポート・センター事業拠点区分）

① ファミリーサポートセンター事業

子どもを持つ全ての家庭を対象として、仕事や家事、育児の両立と安心して働き子育てをすることができる環境を整備し、子どもの福祉の向上と地域の子育て力を高めることを目的とした子どもの預り等について、(子育てを) 援助したい人を養成するとともに、援助をしたい人と援助を受けたい人がお互いに会員になって助け合えるように市より委託を受け、相談・調整等の支援を行う。

② 子育てホームヘルプサービス事業（居宅介護事業拠点区分 子育てホームヘルプ事業サービス区分）

少子化・核家族化が進行する中で、地域社会での家庭の孤立化、近隣の疎遠化が広がっている今日、子育て支援事業として、行政と連携して子育てホームヘルプサービス事業を実施する。

また、ホームページ等により本事業内容について市民に広く周知するとともにニーズに添った事業内容の構築のため、市と協議のうえ利用条件の緩和等利用促進を図る。

5. 相談支援事業の充実強化

(1) 日常生活自立支援事業の推進（法人運営拠点区分 福祉サービス利用援助事業サービス区分）

香川県社会福祉協議会より受託し、判断能力が十分でない高齢者や障がいがある方を対象に福祉サービスの利用手続きの支援や利用料等の支払いの代行を行ったり、専門員及び生活支援員による見守り活動を行うことで、権利侵害を受けやすい方が地域で安心して自立した生活が送れるよう支援する。

(2) 生活福祉資金等貸付事業の推進（法人運営拠点区分 生活福祉資金貸付事業サービス区分）

香川県社会福祉協議会の受託し、低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に貸付資金と相談・支援を行い、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、民生児童委員との連携のもと安定した生活の支援を行うための窓口業務を行う。

(3) 総合相談事業

① 無料弁護士相談の実施

多重債務や境界、遺産相続等様々な法律上の相談や悩みごとを解決していく支援として弁護士による無料法律相談を開催する。(2カ月に1回)

② 日常的な総合相談窓口

住民の日常生活のあらゆる相談に応じるため、解決への適切な助言と支援を行うとともに、社協のもつネットワークを活用しながら、関係各機関と連携し支援を行うことで住民の福祉の増進を図る。

- (4) 法人成年後見事業の開始【新規（平成 26 年 7 月 1 日開始予定）】（法人運営拠点区分 成年後見事業サービス区分）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所の審判を受け、法人として後見人、保佐人若しくは補助人となることで、その方の権利が侵害されることがないように配慮し、財産管理、身上監護を行い、安心して日常生活を送ることができるよう支援する。

- ① 法人成年後見事業の開始【新規（平成 26 年 7 月 1 日開始予定）】
- ② 成年後見制度の相談・申し立て支援及び啓発

6. 障がい者福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上

- (1) 居宅介護事業（訪問介護）の実施（居宅介護事業拠点区分 障害福祉訪問介護事業サービス区分）
障害者自立支援法に基づき、居宅において安心して自立した生活を営むことができるよう身体介護、家事援助サービスを提供する。

- (2) 就労継続支援B型事業所（障害福祉サービス事業拠点区分 就労継続支援B型さつき園サービス区分）
障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。

主たる事業所 さつき園（定員 18 名）

従たる事業所 クローバー（定員 12 名）

- (3) 地域活動支援センターⅢ型事業所（地域活動支援センター事業拠点区分）

東かがわ市より委託を受け、地域において雇用又は就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練等のサービスを実施する。

なお、本事業については、事業所体系の再編について引き続き市所管課と協議を進める。

主たる事業所 ワークハウスたけのこ（定員 15 名）

従たる事業所 こすもす（定員 12 名）

7. 介護保険事業の見直し及びサービスの質の向上

居宅介護支援事業や各種指定居宅サービスを実施し、在宅福祉の充実を図るとともに要支援者が要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援するための介護予防サービスを提供する。

- (1) 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業拠点区分）

法令遵守を基本とし、介護支援専門員としての専門性を発揮し、要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成する。高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、市及び地域包括支援センターとの連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指すとともに利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的に提供されるよう連絡調整を図る。また、特定事業所として公正中立性を確保し、専門性の高い人材を育成するため研修計画を策定するとともに技術指導を目的とした会議を定期的開催する。

【事業所】 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会（本所）

- ① 介護予防支援業務を東かがわ市より受託
- ② 24 時間連絡体制の実施

(2) 訪問介護事業【訪問介護サービスの提供】(居宅介護事業拠点区分 介護保険訪問介護事業サービス区分)

利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目標に安心して在宅生活を送れるよう日常生活の支援を行う。また、事業所として介護職員の専門的知識の習得、介護技術等の向上に努め、利用者のニーズに沿ったサービスを提供する。

【事業所】 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会(本所)

① 介護予防訪問介護事業 対象：要支援1、2

要支援の認定を受けた方が日常の家事などをできるだけ自力で行い、身体機能の維持に努め、できる限り要介護の状態にならないよう支援する。

② 訪問介護事業 対象：要介護1～5

要介護認定を受けた高齢者が、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の身体介護及び家事援助等のサービスを適正に提供する。

(3) 通所介護事業の実施【通所介護サービスの提供】(デイサービス事業拠点区分)

要支援及び要介護と認定された在宅の人を対象に、大内社会福祉センターにおいて介護度に応じた通所介護サービスや介護予防サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的負担の軽減に努める。

【事業所】 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会おおち(定員15名)

① 介護予防通所介護事業 対象：要支援1、2

② 通所介護事業 対象：要介護1～5